



「名古屋市建築関係行政との懇談会」

例年の通り、恒例の行政懇談会を去る平成 23 年 11 月 8 日に名古屋市当局の御協力に依り次の様に開催する事が出来ましたので、御報告と会員皆様の質疑又は要望事項への行政の回答を掲載致します。

記

- 日時 平成 23 年 11 月 8 日 (火) 午後 1 : 30 ~ 4 : 00
場所 TOTO (株) 地下会議室
出席 ・ 名古屋市住宅都市局建築指導部部长 伊藤 誠 様 他 12 名
・ 当事務所協会名古屋支部長 斉藤 隆 他 23 名



① 応急危険度判定士連絡網等について (連絡網の見直しについて)

事務協： 応急危険度判定士連絡網はどのようになっているのですか。

市： 愛知県では、平成 7 年度から応急危険度判定士の登録を行っており、平成 22 年度末現在で約 7,000 人が登録し、そのうちの約 3 割の約 2,200 人が名古屋市内在住者です。地震が発生した場合には、名古屋市等の行政職員は災害救助・復旧業務へ従事することになりますので、実際に被災地へ入って被災建築物の判定を行うのは民間判定士の方が中心となります。

市内在住の判定士約 2,200 人の 6 割にあたる約 1,400 人が民間判定士ですが、この民間判定士への参集要請は予め定める連絡網により市から代表連絡者に対して行われ、個々の判定士には代表連絡者から参集要請が行きます。

現在、(社)愛知県建設業協会会員、(社)日本建築構造技術者協会中部支部 (JSCA)、(社)愛知県建築士事務所協会名古屋支部、(社)愛知建築士会 (本会・市内の各支部) などの建築関連団体

及び中部電力、J R 東海など応急危険度判定士が多数登録されている企業など 26 団体・企業に代表連絡者を置いています。

判定が必要となる地震では、相当な被害が想定されますので、連絡などが予定通りに行われるかは不安なところもありますが、出来るだけスムーズに行われるよう、普段から訓練を実施しています。

事務協：代表連絡者を置く企業、団体については、基準があるのですか。

市：10 人以上の判定士登録がある団体・企業に対して代表連絡者を置くことについて協力要請を行い、理解が得られたところに代表連絡者を置いています。

事務協：事務所協会では、支部長が代表連絡者として登録されており、そこから地域毎の 10 名程度のグループの代表に連絡をしている。毎年行う伝達訓練では電話連絡により連絡を行っているが、出張や建設会社に属する判定士は現場勤務になったり等で不在のときがあり、電話では連絡が滞ることもある。各判定士への連絡は電話以外の方法でもよろしいでしょうか。東日本大震災のときには電話連絡が取れず 2～3 日後に返事があったと聞いている。実際はどのような状況であったのか聞いていますか。

市：代表連絡者から個々の判定士への連絡手段は、特に決まりはありませんので、それぞれの団体・企業で最善の方法で行っていただければ結構です。

今回の東日本大震災時の情報伝達の状況について、全国被災建築物応急危険度判定協議会の中中部ブロックの会長県である愛知県から東北ブロックの会長県である青森県に照会してもらったところ、発災直後は被災地との電話による連絡はとれなかったとのこと。衛星回線は利用できたとのこと。福島県とは F A X の保留送信が連絡手段として役立ったとのことでした。どのような状況であったか、更に詳しく愛知県を通じて確かめてもらうようにします。

事務協：実際に地震が起こったとき、どのように判定活動へ従事したらよいのですか。

市：東海地震など巨大地震が起こりますと、相当な被害発生が予想され、直ぐに駆けつけようとする方もあろうかと思いますが、受け入れ側の市の準備ができていないということも考えられますので、判定士の方は、市からの要請があってから、参集していただくようお願いします。

判定活動の開始は、實際上、被災地内の判定士が判定に協力することは難しいことが想定され、被災を受けていない地域の判定士への協力要請や、市の受け入れ準備を考慮すると、発災後 2, 3 日目からを想定しています。また、活動期間は被災者が生活再建へと動き出す前には、判定活動を終了しておくということで、概ね 10 日間程度を目安としています。

応急危険度判定は判定士がボランティア活動として行うものであり、仕事もお持ちでしょうからお一人 2～3 日間を従事期間の標準としております。2 人が 1 チームになって、基本的に 1 日 15 棟程度を目安に判定していただくこととなります。また、被災の状況により、地元判定士のみでは対処できないと判断した場合には、県、国を通じて他都道府県に対して応援要請を行い、必要な判定士の派遣を受けることとなります。

②名古屋の地震関連震災情報等について（ガケ地危険地域等（表層破壊）、耐震天井について）

事務協：東日本大震災をうけて、ガケ地の対策はどうなっていますか。

市：現在、ガケ地危険区域等の調査を行っており、旧地形図との比較による盛土地域の検討などの作業を進めています。また、国の擁壁の基準改正等は 1, 2 年ほど先になると推測しており、本市はその後の対応となると考えています。

事務協：名古屋市内ではどこのガケが危ないのですか。

市：ガケといっても、山の斜面や市内の宅地の段差のガケなどいろいろあります。名古屋市内では、直ちに危険という大きなガケはありませんが、東山公園周辺や守山区の東谷山周辺、天白区の植田山周辺など急傾斜地域を多く抱えており注意は必要です。現在行っている宅地造成等規制法に基づく手続きを的確に進めることが重要と考えています。なお、対策のひとつとして緑政土木局が斜面の崩壊に対応した道路の安全対策として、東谷山において斜面のひずみをリアルタイムで観測する監視システムを設置している事例があります。

事務協：天井の崩落対策として、何か検討されていますか。

市：大規模空間の天井の崩落対策として、天井と周囲の壁等との間に十分な隙間を設けることや、天井を吊るボルト同士を振れ止めで補強するといった対策が求められているところですが、今回の地震での被害を受けて、国において新たな基準等の整備が進められているようです。

③名古屋の台風関連情報等について（津波等（NPライン、海拔等）、降雨量等、避難マンション等について）

事務協：名古屋の津波対策はどのようなもののでしょうか？NPとの関係も含めお尋ねします。

市：NPとは名古屋港基準面の略で、名古屋港におけるさく望平均干潮位に近いもので潮位がほぼそれ以下に下がらない面のことです。これに対して海拔は、東京湾中等海面のことをい、NPから+1.412m高い面となります。海拔0mとは、NP+1.412mということになります。

津波対策ですが、本市の防災計画によれば、予想される東海・東南海地震では、津波の高さを満潮位で海拔+2.5mとしております。名古屋港の防潮壁は伊勢湾台風の際の高潮位NP+5.31mを踏まえ、NP+6mで築造されていることから、津波は名古屋港後背地には溯上しないとしています。

事務協：市の南部では臨海部防災区域建築条例が施行されていますが、津波対策とどのような関係がありますか。

市：この条例は、伊勢湾台風の被害を教訓にした高潮対策であり、津波を想定したものではありません。防潮壁を超えるような大津波に対して安全が確保されているということではありません。市では、想定を超えた津波から人命を守るために、本年6月から津波避難ビルの指定を始めました。平成23年8月17日現在ですが、主に公共建築物ですが港区に128か所、南区に92か所が指定されています。

④東日本大震災現地視察について（現場の被害状況について）

市：マスコミ等の報道では津波と原子力関連の被害がメインですが、国からの支援要請を受けて本市職員も参加した仙台市の被災宅地危険度判定では、調査対象約3,800件の内、危険の判定が20%、要注意が34%、問題なしが46%であり、地震の揺れによる多くの被害発生がありました。

阪神・淡路大震災と比較した場合、東日本大震災では被害を受けた区域が広大ですが、津波被害を除いて考察すると、地震の揺れによる建物や宅地の被害区域に対する被害割合は低いと思われる。

擁壁の損壊では、壁の膨らみ・ひび割れ・傾斜が見られ、地滑りによる擁壁の移動・沈下もありました。崩壊の多くは玉石積み擁壁であり、玉石積みの上のRC擁壁等の弱い構造体や空積み擁壁は被害を多く受けていました。

事務協：仙台市内の被害はどれくらいあったのですか？

市：仙台空港など高速道路より海側は被害を受けましたが、中心市街地の海側に南北に走る高速道路が盛土式で、津波を防ぐ堤防のような形となり、中心市街地は津波の被害を受けていませんでした。しかし、市内には名古屋市より多くの急傾斜地を抱えており、住居地域の宅地や擁壁に多くの被害がありました。

国からの支援要請を受け、4月中旬に仙台市で被災宅地危険度判定に従事しましたが、建築物の応急危険度判定は大半が既に済んでおりました。ただし、建築物が安全と判定されても宅地が危険の判定となるケースもあり、その時点では住宅に住めても、余震による宅地の被害拡大からその後に建築物も危険になるということもあり、そうした場合の情報提供のあり方をどうするかが今後の課題であると感じました。また、宅地や建築物が危険と判定されても、少しでも建物に住める状況があると、避難について住民の方の理解が得られにくいこともあり、説明に苦勞しました。

⑤名古屋市耐震改修助成金申請等について（申請期間について）

市：耐震改修助成を所管する市街地整備部耐震化支援室に確認した内容をお伝えいたします。改修助成金申請ですが、平成18年度までは耐震補強計画の方法が簡便なものであったため、審査に時間を要することはありませんでしたが、平成19年度以降は基準が細かくなり添付図書が増えるなど、審査に最低でも2週間を要しています。

また、一部の物件は1カ月程度要しているものもあります。審査段階で不足書類などがあったり、建物所有者が亡くなって法定相続人の同意書等が整わないものなどです。審査体制については、派遣職員を3名増員するなど対応をしておりますが、申請からできるだけ早く交付決定ができるよう、今後も取り組んでまいりたいと考えています。

⑥建築士及び建築士事務所の処分について（事例の概要について）

市：建築士・建築士事務所の処分については、名古屋市が処分を行ったものではないので詳しいことまでは分かりませんが、処分に関して当方に通知が来るのでそれに基づき報告します。

平成23年度の建築士に対する処分は一級建築士が18件、二級建築士が4件、今年度の建築士の愛知県内の処分は5件です。

建築士事務所に対する処分は一級建築士事務所が5件、二級建築士事務所が2件です。処分の理由については、建築士に関しては壁量不足、防火地域内で耐火建築物ではない設計を行った、日影違反の設計を行った、確認済証や検査済証の偽造、工事監理を充分に行わなかった、設計受託契約の説明を行わなかった等で、建築士事務所に関しては管理建築士を欠いた、管理建築士が処分を受けた、違反建築物の設計をした等です。

⑦震災後の「被災建築物の被災度区分判定」について（名古屋市の取組みについて）

事務協：阪神大震災では、民間の建築士も行政が開設した復旧相談窓口に同席し、被災建築物の復旧に関する「よろず相談」のようなことを行ったと聞いている。応急危険度判定後には、被災建築物の復旧相談として被災度判定区分の相談も必要になると思うが、名古屋市ではこの点どのように考えていますか。

市：本市では、大地震発生後の対応として、「応急危険度判定」、「公営住宅等への一時入居」、「応急仮設住宅の建設」、「住宅の応急修理」については、県、関係機関と連携した体制が整えられておりますが、「被災建築物の復旧支援」に関しては、住宅金融支援機構の協力のもと、

被災者の住宅再建に向けた災害復興融資に係わる「住宅相談窓口の開設」となります。

一方で、本市の地域防災計画（地震編）では「被災建築物の復旧に関する技術的指導及び相談のための窓口開設」が記載され、また応急危険度判定において「要注意」と判定した場合には表示ステッカーに「応急的に補強する場合には専門家にご相談下さい」との記載をすることもあり、被災建築物の復旧支援に関し、専門家による何らかの相談体制を整備しておく必要があると考えています。その意味で当該制度の情報提供は被災者のニーズにもかなう面もあり、総合的な地震対策の推進の観点から、今後、愛知県及び愛知県地震対策推進協議会とも連携を図りながら検討していきたいと考えております。

⑧宅地造成の標準構造図について

事務協：名古屋市の宅地造成における擁壁は、計算擁壁を認めていないと聞いていますがどうでしょうか。また、擁壁の標準構造図はホームページでも見るができるようにして欲しい。

市：計算擁壁を特に認めていないということはありません。計算擁壁の場合は、申請毎に計算書の提出・審査があるので、特殊な事情がある場合を除いて、本市の標準構造図もしくは大臣認定擁壁を用いるのが一般的です。なお標準構造図についてはすでに名古屋市のホームページで公開していますので、ご利用ください。

【サイトの見方】

名古屋市HP→「暮らしの情報」→「届出と証明」→「申請書・届け出書ダウンロード」→「市街地・道路・建築・緑化・農地・河川」→「開発・宅地造成・建築」→「宅地造成関係」

※ トップページよりサイト内検索（画面右上）で“宅地造成関係”で検索すると素早く見ることができます。画面表示後、お気に入りに登録しておくと便利です。

<http://www.city.nagoya.jp/kurashi/category/24-2-9-4-7-0-0-0-0-0-0.html>

参考として、「暮らしの情報」ではなく「事業者情報」内にある宅地造成では、手続きや規制区域の情報を掲載しています。

⑨名古屋市様よりのご要望等について

【工事現場の危害の防止について】

市：除却工事を行うときは建築基準法上危害防止が義務付けられています。近年事故が多いことから平成15年に「建築物の解体工事における外壁の崩落等による公衆災害防止対策に関するガイドライン」が国土交通省から出され、今年8月には「最近起こった事故のうち、その原因が明らかになった事故に係る再発防止策等例」も出されました。

本日お配りした「建築物を解体される皆様へ」を建築主や除却業者等関係者の方々に、機会ある毎に渡すなど、周知にご協力下さい。

【洪水・内水ハザードマップの周知について】

市：今年の台風15号により、守山区内で浸水被害が発生しました。市では大雨や台風等から生ずる洪水や内水氾濫による浸水が予想される地域を示した「洪水・内水ハザードマップ」を作成・公開しています。このハザードマップには浸水の可能性のある範囲・程度、避難所の位置など避難に役立つ情報や災害時に備えるための情報等を載せております。市内16区全てが本市ホームページにてカラー版で公開されていますので、今後の設計に是非とも役立てていただくとともに、設計者のみならず機会ある毎に他の関係者にも周知していただくようお願いします。

以上、名古屋市住宅都市局様の方々のご協力をいただきまして、終始和やかな雰囲気にて、有意義な名古屋市との行政懇談会を無事終了いたしましたことをご報告いたします。

名古屋市住宅都市局様の方々のご協力に感謝申し上げます。 ありがとうございました。